農　地　賃　貸　借　契　約　書

収　入

印　紙

　賃貸人及び賃借人は、農地法の趣旨にのっとり、この契約書に定めるところにより賃貸契約を締結する。

　この契約書は、２通作成して賃貸人及び賃借人がそれぞれ１通を所持し、その写し１通を清水町農業委員会（以下「農業委員会」という）に提出する。

令和　　年　　月　　日

賃貸人（以下「甲」という）

　　　住　所

　　　氏　名

賃借人（以下「乙」という）

　　　住　所

　　　氏　名

１　賃貸借の目的物

　　甲は、この契約書に定めるところにより、乙に対して、別表に記載する土地その他の物件を賃貸する。

２　賃貸借の期間

　（１）賃貸借の期間は、令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日までの　　年間とする。

　（２）甲又は乙が、賃貸借の期間の満了の１年前から６箇月前までの間に、相手方に対して　更新しない旨の通知をしないときは、従前の賃貸借と同一の条件で更新する。（注１）

３　小作料の額及び支払期日

　　乙は、別表に記載された土地その他の物件に対して、同表に記載された金額の小作料を同表に記載された期日までに甲の住所地において支払うものとする。

４　小作料の支払猶予

　　災害その他やむを得ない事由のため、乙が支払期日までに小作料を支払うことができない場合には、甲は相当と認められる期日までその支払を猶予する。

５　転貸又は譲渡

　　乙は、目的物を転貸し、又は賃借権を譲渡する場合、及び永年作物の植栽をする場合には、甲の承諾を得なければならない。

６　経常費用

　（１）目的物に対する租税は、甲が負担する。

　（２）かんがい排水、土地改良等に必要な経常費は、原則として乙が負担する。

　（３）農業災害補償法に基づく共済金は、乙が負担する。

　（４）その他目的物の通常の維持保存に関する経常費は、乙が負担する。

７　目的物の返還及び補償

　　賃貸借契約が終了したときは、乙はその終了の日から１０日以内に、甲に対して目的物を　原状に復して返還する。

８　この賃貸借契約に付随する権利義務又は特約事項（注２）

９　契約の変更

　　契約事項を変更する場合には、その変更事項をこの契約書に明記しかつ農業委員会に通知しなければならない。

10　その他この契約書に定めのない事項については、甲乙が協議して定める。

別表　土地その他の物件の目録表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 土地その他の物件の表示 | 小　作　料 | 備　考 |
| 所　在 | 地　番 | 地　目（現況） | 面　積（数量） | 10a当り金額 | 総　額 | 支払期日 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
| 合　計 |  |  |  |  |  |

〔備考〕

　（注１）農地法第19条に規定する一時賃貸借である場合には、「１年前から６箇月前まで」を「６箇月前から１箇月前まで」とする。

　（注２）この欄には、この賃貸借契約に付随する権利義務に関する契約がある場合に記載する。